

NEWS RELEASE

2016年5月25日

「先進医療給付金の直接支払制度」の拡充 ～陽子線治療、重粒子線治療を実施する全医療機関に対応～

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社（社長：高橋 薫）は、2016年5月24日から、先進医療給付金（先進医療の技術料相当額、以下同じ）を医療機関へ直接支払う「直接支払制度」の対象を、全国に拡大しました。

先進医療に係る技術料の支払期限は、実施後早期に定めている医療機関が多く、通常のお手続きでは先進医療給付金の支払がその支払期限に間に合わないため、一時的にお客さま自身で技術料をご負担いただく必要があります。そこで、当社は先進医療のうち特に技術料が高額である「陽子線治療」および「重粒子線治療」を対象に「直接支払制度」を創設し、当社から医療機関へ直接先進医療給付金をお支払いすることで、お客さまの負担軽減を図ってまいりました。この度、当社は、対象医療機関の拡充に取り組み、「陽子線治療」および「重粒子線治療」を先進医療として実施しているすべての医療機関（2016年5月現在）で本制度の利用が可能となりました。

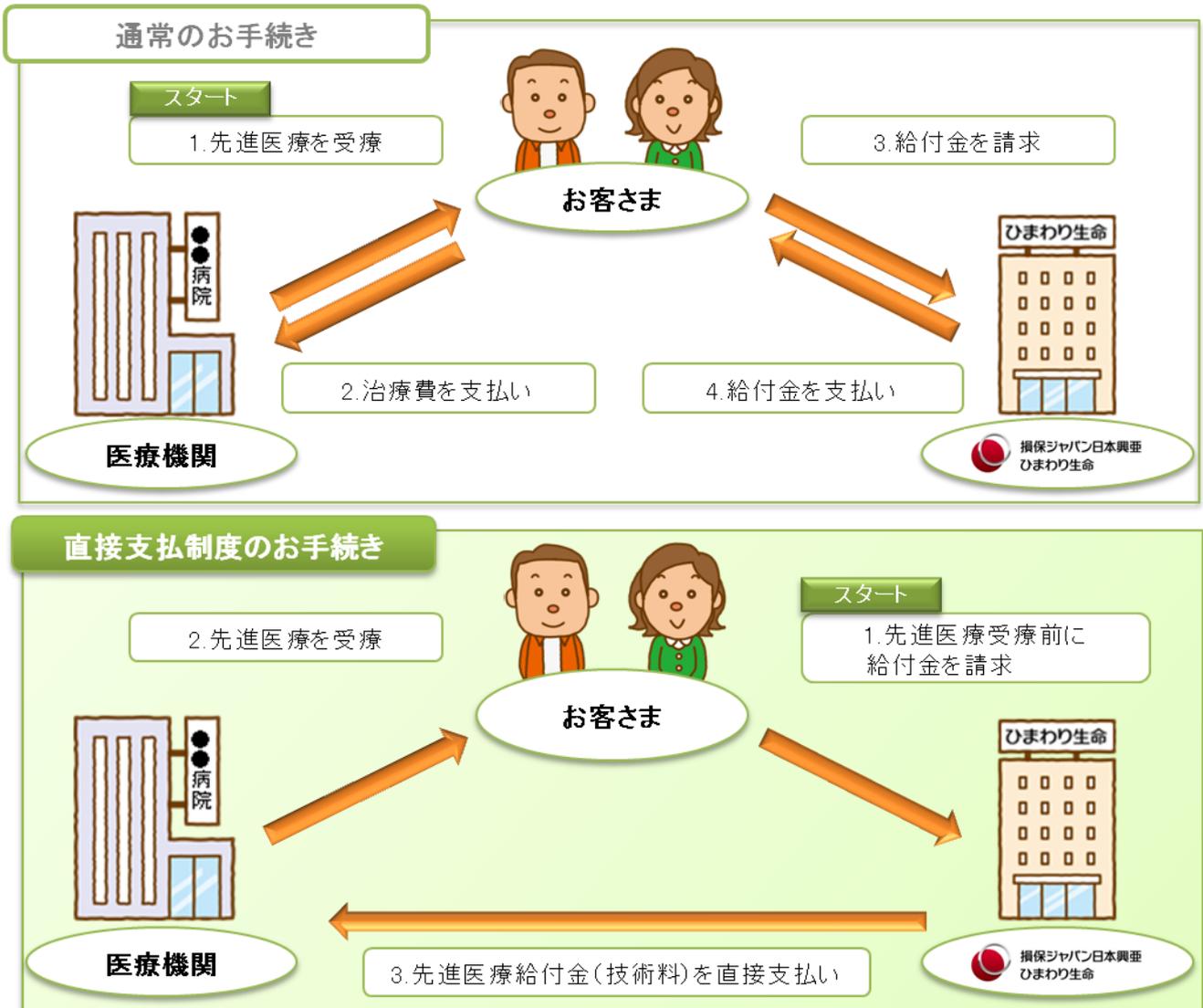
当社は今後もお客さまサービスの強化に取り組み、お客さまから最も高く評価される生命保険会社を目指してまいります。

制度のポイント・対象医療機関等は別紙をご参照ください。

以上

1. 制度のポイント

- ◆厚生労働省より認定を受けている先進医療のうち、治療費（技術料）が特に高額な「陽子線治療」、「重粒子線治療」を対象とした制度です。
- ◆「陽子線治療」および「重粒子線治療」の先進医療を実施している全国の医療機関（2016年5月現在）で利用できます。
- ◆当社が直接医療機関へお支払いするため、先進医療の治療費（技術料）の事前準備や、銀行等でのお振込手続きがなく、お客さまは治療・療養に専念することができます。
- ◆本制度はお客さまのご意向により直接医療機関へお支払いするサービスですが、通常の給付金請求と同様にお客さまが給付金をお受け取りいただく方法も選択可能です。



※ご利用にあたっては、一定の条件がございますので、ご利用に際しては必ず事前に当社、または当社代理店へお問い合わせください。

2. 先進医療として「陽子線治療」および「重粒子線治療」を実施している医療機関

都道府県	医療機関名称	陽子線治療	重粒子線治療
北海道	北海道大学病院	○	
福島県	財団法人 脳神経疾患研究所附属 南東北がん陽子線治療センター	○	
茨城県	筑波大学附属病院	○	
群馬県	国立大学法人群馬大学医学部附属病院		○
千葉県	国立がん研究センター東病院	○	
	独立行政法人放射線医学総合研究所 重粒子医科学センター病院		○
神奈川県	神奈川県立がんセンター		○
福井県	福井県立病院	○	
長野県	社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	○	
静岡県	静岡県立静岡がんセンター	○	
愛知県	名古屋市立西部医療センター	○	
兵庫県	兵庫県粒子線医療センター	○	○
佐賀県	九州国際重粒子線がん治療センター		○
鹿児島県	メディポリス国際陽子線治療センター	○	

※2016年5月24日現在の医療機関です。今後変更する可能性があります。

※医療機関ごとに所定の要件がありますので、ご利用に際しては 必ず事前に当社、または当社代理店へお問い合わせください。